


裁判長
認 印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成30年(行ヒ)第458号
決 定 日	平成31年3月5日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	林 景 一 岡 部 喜 代 子 山 崎 敏 充 戸 倉 三 郎 宮 崎 裕 子
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成29年(行コ)第221号(平成30年9月7日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成31年3月5日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 小 西 常 雄 </p>	

当事者目録

申	立	人	高	槻	市
同	代	者	濱	田	史
同	訴	代	上	甲	二
相	手	弁	大	阪	府
同	代	表	大	阪	府
同	委	員	大	阪	府
同	指	定	井	上	英
同	補	助	中	谷	美
同	代	表	ゼ	ネ	ラ
			ル	ユ	ニ
			ニ	オ	ン
			テ	ソ	ラ
			ッ	ト	デ
			ニ	ス	チ
			ェ	レ	ス
			テ	ィ	ー
			ノ		

これは正本である。

平成31年3月5日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 小西常雄

